

一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する業務委託について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 宮城 力

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度 土地の表示登記に係る用地測量調査業務委託
- (2) 業務実施場所 沖縄県全域
- (3) 業 務 内 容 表示登記業務仕様書による。
- (4) 業務実施期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士が 3 人以上在籍する土地家屋調査士法人（土地家屋調査士法第 63 条に定める公共嘱託登記土地家屋調査士協会を含む）であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされた者であること。

3 契約条項等を示す期間及び配布方法

- (1) 期 間 令和 7 年 4 月 30 日（水）から令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで
- (2) 配布方法 沖縄県企業局ホームページからダウンロードにより入手すること。
<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>

4 入札参加資格の申請方法等

本件入札への参加希望者は、2 の入札参加資格に掲げる事項について入札参加資格の有無の確認を行うので、競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付し、次に定めるところにより提出すること。

- (1) 提出日時 令和7年4月30日(水)から令和7年5月13日(火)
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜及び祝祭日を除く)。
- (2) 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企業局 経理課 管財班(沖縄県庁12階)
電話番号 098-866-2154
- (3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。(提出期間の消印有効)
* 郵送の際は到着の確認をすること。
- (4) その他
ア 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
イ 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
ウ 提出された書類は返却しない。
エ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に競争参加資格確認通知書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 入札参加資格がないと判断された者は、その理由の説明を求めることができる。
なお、書面の様式は自由。
- ア 受付期間 令和7年5月16日(金)から令和7年5月23日(金)
午前9時から午後5時まで
- イ 受付方法 4-(3)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札参加者は、仕様書に定める各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札の際は、封筒に入札書と業務数量内訳書を同封すること(再入札は入札書のみ)。

(2) 入札に関する注意事項

- ア 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- イ 入札書、委任状には、委託業務名等この公告の記載に従い記入すること。
- ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- エ 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ提出する。

オ 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。

カ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

(3) 入札・開札日時 令和 7 年 5 月 28 日（水）の午前 10 時より

(4) 入札・開札場所 沖縄県庁 12 階 第 2 会議室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

(i) 現金で納付する場合の納付方法

納付方法	(1) 配付資料「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、経理課に提出すること。（令和 7 年 5 月 23 日（金）まで） (2) 納入通知書の発行を受け、金融機関で納付後、領収書の写しを提出すること。（令和 7 年 5 月 27 日（火）まで）
------	---

(2) 契約保証金

本件に係る契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、1 回目の入札が入札書の記載不備（(4)、(5)の理由による）で無効となった者は、再入札に参加できるものとする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札の条件に違反した入札
- (7) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は2回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 本公告に関する質問及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月30日（水）から令和7年5月13日（火）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）。
- (3) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企業局 経理課 管財班（沖縄県庁12階）
電話番号 098-866-2154 FAX 番号 098-866-2805
- (4) 提出方法 提出場所に持参、郵送又はFAXで提出すること。
※FAX送信する場合は、必ず電話により到着確認を行うこと。
- (5) 回答方法 令和7年5月16日（金）までにFAXで返信する。

11 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。